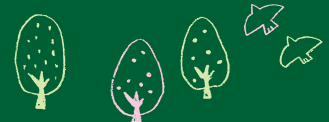


●令和8年6月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 TEL0566-76-6241 FAX0566-75-7944
●責任者/石川克則 ●ホームページ: <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail: meijiyou sui@midorinet-meiji.jp



明治用水を学ぼう



明治用水では管内の小学校児童を対象に、明治用水の歴史・農業用施設の仕組み・水源かん養林の役割などについて現地見学を交えた説明を行い、郷土学習のお手伝いをしています。

令和7年度は8つの小学校に対して「水のかんきょう楽校」を実施しました。このプログラムでは、学習館にて明治用水の歴史や施設、水源かん養林について学び、現在事業中の国営総合農地防災事業についても事業所職員の方からご説明をいただきました。また、希望する小学校には、豊田市内にある水源管理所及び頭首工にて、矢作川から取水される水を見ながら幹線水路の水管理についても学んでいただくことができ、例年多くのご支持を賜っております。

私たちがこのような啓発活動を継続することは、次世代を担う子どもたちが明治用水についての理解を深め、地域の財産として継承してゆく上で、大変重要な責務と考えています。

ごあいさつ

明治用水土地改良区

理事長 石川 克 則



新緑がまぶしい季節となりました。皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろは当改良区の運営等にご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

明治用水は豊田市にある水源頭首工で矢作川から取水し、今年で147回目の通水を迎えています。矢作川は昭和30年代後半から高度経済成長に伴う急激な都市化や混住化により水質が極端に悪化しました。安城市を中心とする明治用水の受益地管内においても住宅開発が加速し、排水路の整備が追い付かないまま開発が進んだことで、やむを得ず当改良区の水路がその役割を担うことになりました。こうして明治用水の水質は悪化し、農作物にも被害が生じるようになったため、当改良区では昭和37年に管理阻害補償規程を制定して水路施設使用を有償化して無秩序な水路使用の規制を図りました。現在では下水道整備が進み、管理水路に流入する排水は年々減少傾向ではありますが、引き続き多面的機能を有した水路としての役割を担ってまいります。

近年、市場経済はデフレから脱却しインフレとなっていますが、農業や土地改良事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。当改良区としては、計画的にパイプライン水路の更新、用排水路堤防の防草対策・雑木伐採など環境に配慮した工事を施工していますが、人件費や建設資材の高騰により維持管理費が著しく増大しているため、緊急性の高いところから順次行っているところです。

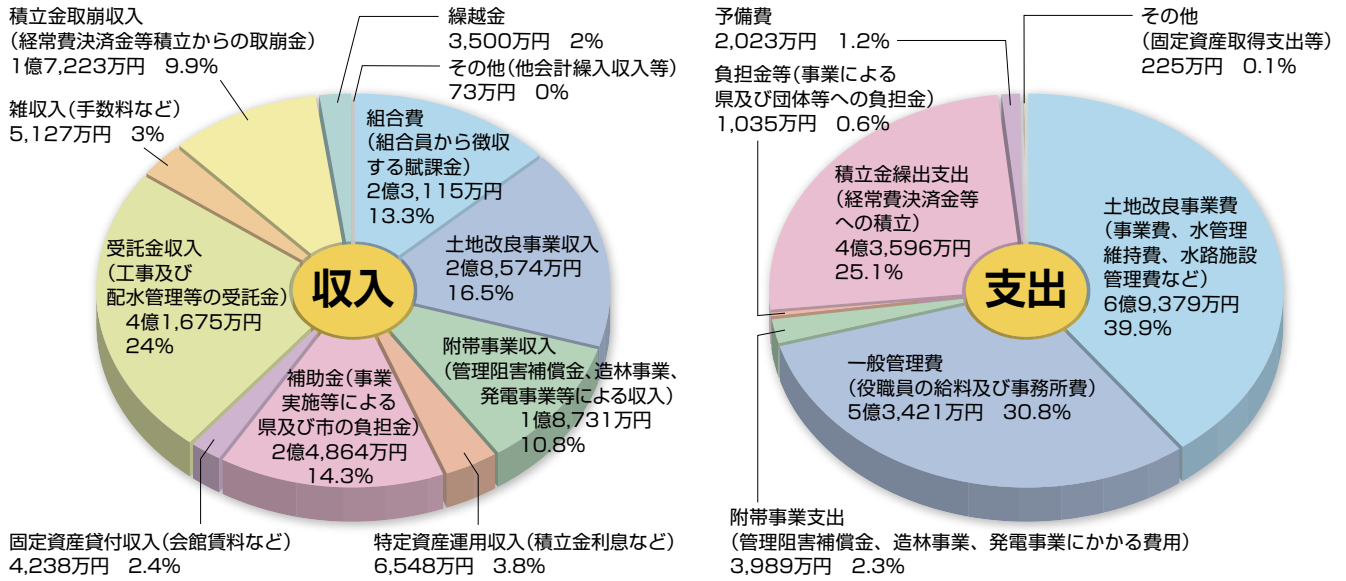
さて、令和4年5月に明治用水水源頭首工の大規模漏水事故が発生し、土地改良施設突発事故復旧事業「明治用水頭首工地区」が着手されて4年が経過しました。現在はP1堰柱、堰本体及び1号洪水吐ゲート並びに管理橋等の復旧工事も終わり、来年度の事業完了に向けて着実に進捗しています。この間、多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

結びにあたり、皆様方にご協力いただいております管理阻害補償金は、当改良区の運営・事業、とりわけ水路の維持管理に充てております。水路を始めとする土地改良施設は、地域の財産であり、皆様の暮らしに役立てるよう適正に管理してまいりますので、今後ご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



P1堰柱（左：上流・右：下流）【令和8年4月現在】

令和8年度一般会計収支予算:17億3,668万円



東牧内支川の改良

平成29年頃県営は場整備事業にて改修されましたが、敷張りコンクリートがないため水路底が洗掘され、田んぼや水路堤が陥没する被害が多発していました。令和4年度からは単県事業にて水路敷張りコンクリートを設置する工事を行っています。



水のかんきょう学習館体験プログラムのご案内

明治用水会館に隣接する水のかんきょう学習館(安城市大池公園内)では、今年度下記のプログラムを予定しています。ご家族、ご友人の皆様お誘い合わせの上、ぜひお申込み、ご参加ください。

日程	タイトル	日程	タイトル
6月20日(土)	豆腐作り体験	12月12日(土)	しめ飾りづくり
7月25日(土)	陶芸体験	1月9日(土)	水の駅 感謝祭
8月6日(木)	鬼瓦づくり	2月20日(土)	いがまんじゅう作り
9月12日(土)	田んぼアート 稲刈り	3月25日(木)	味噌作り体験
10月10日(土)	水の駅 稲刈り		

- 場所** 明治用水水のかんきょう学習館(安城市大東町22-16 大池公園内)
- 申込方法** 来館または電話での事前予約(TEL.0566-76-6560※開館時間内のみ受付)
※開催月1か月前の1日9:30から受け付けます。(1日が休館日の場合は、翌開館日)
- 服装** 動きやすい服装でご参加ください。※持ち物は、ご予約の際にお知らせします。
- 受付時間** 開始の30分前より受付を始めます。

上記は変更になる場合があります。詳細はホームページをご参照ください。

<http://www.midorinet-meiji.jp>

管理阻害補償金について

管理阻害補償金は、家庭や工場からの浄化槽排水等が最終的に農業用排水路へ流入する場合や、水路敷地を橋・乗入れ・上下水道管等の布設など農業目的以外に使用する場合にご負担いただくものです。水利施設の適正な維持管理を継続するため、その費用の一部をご負担いただいております。

▶管理阻害補償金(排水)単価改定について

継続許可日から順次、浄化槽排水の単価改定を適用します。
詳しくは明治用水HP「新着情報」(右のQRコード)をご覧ください。



管理阻害補償金の完納にご協力ください【納期限：令和8年6月30日】

通知書を利用される方

コンビニ・スマホアプリ(手数料無料)

- 領収証は通知書に付随しています。
- お使いいただけるコンビニエンスストア・スマホアプリは通知書裏面をご覧ください。

ご注意ください!

- お支払いは現金のみです。クレジットカードや電子マネーは使用できません。
- 以下に該当する通知書はコンビニエンスストア・スマホアプリで使用できません。
 - ・納期限が過ぎた通知書
 - ・支払金額が30万円を超える通知書
- スマホアプリからの納入は、領収証は発行されません。



金融機関で振り込まれる方へ

○下記金融機関では通知書が使用できなくなっております。窓口に備付けの振込用紙にてお振込みください。

農協(あいち中央農協以外)、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行 (通知書の裏面をご覧ください。)

○振込手数料が必要な金融機関があります。(三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行等)

○ATMやネットバンキングから直接お振込みされる方は、**氏名の前に許可番号を必ず入力してください。**

管理阻害補償金の納入は口座振替が便利です!

金融機関の窓口やコンビニエンスストアへ行く手間が省けます。口座振替手数料は土地改良区が負担します。下記の金融機関から口座振替ができます。

- ◎愛知県内の各農協
- ◎三菱UFJ銀行
- ◎碧海信用金庫
- ◎西尾信用金庫
- ◎岡崎信用金庫
- ◎豊田信用金庫
- ◎ゆうちょ銀行

※本年度中に口座振替依頼書を提出していただいた場合、来年度の口座振替から対象となります。

※申込用紙ご希望の方は財務課までご連絡ください。

必ず届出をお願いします!

様式は明治用水HP「各種申請書類ダウンロード」より取得できます ⇒



◎変更があるときは手続きをお願いします。

1. 「通知書」の住所、名前などの変更
2. 転居や売買などによる「管理阻害物」の使用者の変更
3. 家の建て替えなどによる内容の変更

◎「公共下水道」に接続されたときはご連絡をお願いします。

公共下水道へ接続された場合、排水補償金はいただきません。工事完了後は、確認のため必ずお電話ください。なお、年度途中で接続された場合は、補償金を月割で還付することがあります。

その他ご質問がありましたら、財務課(☎0566-76-4920)までお問い合わせください